

採用試験コンサルティング業務委託  
質問に対する回答書

質 問	応 答
<p>(1) 著作権の譲渡に関して 本事業で、制作物（仕様書内の例に挙げられている「面接質問集」等）が発生する場合、著作権の取り扱いに関してはどうなるか。 別途契約書に記載されると思いますが、制作物に関して著作権の譲渡が難しい場合等、協議の上で締結することは可能か。 また、著作権の取り扱いに関して、契約書に記載される想定の特典について事前に共有いただくことは可能か。</p> <p>(2) 契約書の著作権について 那珂川市役所との契約を結ぶ際の契約書の著作権に関する項目について文章をメールにていただくことは可能か。</p>	<p>(1) 著作権の譲渡に関しては、原則、本市の一般的な業務委託の契約約款第6条「著作権の譲渡等」(別紙) のとおりですが、別途協議の上、契約締結することも可能です。</p> <p>(2) (1) のとおりです。</p>